

令和 6 年 8 月 1 日

農地の賃借料情報について

滑川町内の農地について、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a あたり/年）は、以下のとおりです。

（１）水田（基盤整備）

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
5,900 円	6,000 円	1,900 円	153

（２）水田（未整備）

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
3,000 円	3,000 円	3,000 円	1

（３）畑

平均賃借料(円)	最高賃借料(円)	最低賃借料(円)	データ数
3,100 円	3,500 円	3,000 円	19

※ 実際に締結した賃貸借契約（使用貸借を除き、物納支給は玄米価格で換算）の賃借料に関するデータに基づきます。

【参考法令】

農地法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号）

（情報の提供等）

第 52 条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。